

## 特定非営利活動法人三段峡—太田川流域研究会の作成した

### 三段峡デザインの利用に関する規程

#### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人三段峡—太田川流域研究会(以下当団体)の作成した三段峡デザイン(以下、「三段峡デザイン」という。))のイラスト(イラストから製作した立体物を含む。以下同じ。))及び「三段峡デザインロゴ」(以下「イラスト等」という。))並びに三段峡デザイン写真及び動画(以下「写真等」という。))を利用する際に必要な事項を定め、もって三段峡の価値の向上と地域の魅力発信へ貢献することを目的とする。

#### (イラスト等及び写真等の利用に関する権利)

第2条 イラスト等の利用に関する一切の権利は、当団体に属する。

2 写真等の利用については、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権の制限に該当する場合を除き、原則として許諾しない。ただし、前条に規定する目的の実現に特に効果があると認められる場合は、この限りでない。

#### (イラスト等及び写真等の利用許諾)

第3条 イラスト等を利用しようとする者は、あらかじめイラスト等の利用許諾(以下「利用許諾」という。))申請を行い、当団体理事長(以下「理事長」という。))の利用許諾を受けなければならない。

#### (利用の制限)

第4条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、その利用を認めないものとする

- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。))に規定する営業を行う者
- (3)特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(4)政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者

(5)法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)イラスト等の利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。

(2)イラスト等の利用にあたっては、利用許諾(第13条の規定による利用許諾内容の変更利用許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた内容に限ること。

(3)消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。

(利用料)

第6条 イラスト等の利用料については、当分の間、無料とする。

(利用の非独占性等)

第7条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラスト等を利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について県が推奨を行うものではない。

(賠償責任等)

第8条 当団体は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、当団体に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、イラスト等の利用に際して故意又は過失により当団体に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を当団体に賠償しなければならない。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、イラスト等及び写真等の利用に関し必要な事項は、理

事長が別に定める。